


要領様式第2号

出張報告届

令和元年9月27日

吹田市議会議長様

会派名 民主・立憲フォーラム

出張者氏名 木村 裕 

..... (印)

..... (印)


..... (印)

..... (印)

..... (印)

下記のとおり出張したので届け出ます。

記

出張先	研修 法政大学ボアソナード・タワー	
期間	令和元年9月21日	
出張の成果	別紙のとおり	
備考		会派代表者
		

認
印

吹田市議会事務局
1.2
受付

セッション1では「原発災害と自治体」として阿部昌樹（大阪市立大学）さんや金井利之（東京大学）さんの、原発を抱える自治体及び周辺自治体の原発事故に対する対策や、2011年福島原発事故に対する国や広域自治体、基礎自治体の対応やその後についての討論があった。セッション2では「自治体ができなかったこと・できなかったこと」として現場の状況を石田仁（福島県大熊町副町長）さん、平岡路子（弁護士・福島県弁護士会所属）さんから報告された。

平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災および原子力災害により、発電所の半径20キロメートル圏内に「警戒区域」が設定されたため、町全域が避難対象区域となり、町役場の主要機能は約100キロメートル西に位置する会津若松市に移転を余儀なくされ、町民約11,000人も、会津若松市やいわき市をはじめ、全国各地に避難をするに至った。

大熊町は再び町に生活を取り戻すための取り組みを続けているが、町役場や駅などを含む町中心部は厳しく立ち入りが制限される「帰還困難区域」にあるため、町内の放射線量が低い地域で、元々田畑だったところを整備し、新しく役場庁舎や町民の住居などが集まる「小さなまち」をつくらうとしている。また町内の現状および避難状況を見据えながら、復興を目指して復興計画の策定をこの間行ってきている。

平成24年（2012年）12月に、「警戒区域」が「帰還困難区域」・「居住制限区域」・「避難指示解除準備区域」に再編され、町民の約96%が居住していた地域が「帰還困難区域」となったため、町としても「5年間は帰町しない」判断をせざる負えなくなった。

こうした状況の中、町では平成24年（2012年）9月に「第一次復興計画」を策定し、その後、町内の放射線量予測に基づく中長期的な町土の復旧・復興を示すため、平成26年（2014年）3月に「大熊町復興まちづくりビジョン」を公表し、町内の線量の推移や復興拠点整備などの町の考え方を町民に示した。

平成27年（2015年）3月には、「大熊町復興まちづくりビジョン」を踏まえつつ、“避難先での安定した生活”に資する生活再建支援策と、将来的な“帰町という選択肢の構築”の実現に向けた施策の両方を視野に入れた、「第二次復興計画」を策定している。

平成31年4月10日に「居住制限区域」の大川原地区、「避難指示解除準備区域」の中屋敷地区の避難指示が解除され、一部地域ではあるが、8年ぶりに町内への帰還が叶っている。

町内の放射線量が低い地域で、元々田畑だったところを整備し、新しく役場庁舎や町民の住居などが集まる「小さなまち」形成に努めており、そこを拠点に、少しずつ生活の場を広げていくのが住民の気持ちに寄り添いながらまちづくりを進めて行く、基礎自治体の基礎力だと思う。

原子力発電所の重大事故発生で基礎自治体ができることの少なさ、また広域自治体や国との役割分担について大きな課題を残したまま、時間だけが経過している。

若狭湾沿岸に高浜地域、大飯地域、美浜地域、敦賀地域に多くの原発を抱える近畿圏では大規模発生時には近隣の琵琶湖への影響は大で、放射能汚染された水は近隣都市の飲用水として利用されており、京阪神の住民には脅威である。

吹田市水道の取水は約半数が府企業団の淀川取水で、残りは神崎川取水と自己井戸取水であり、自己水を浄水所から市内配水場への円滑な管路整備が早急に求められている。

地域防災計画にも原子力防災の概念も求められており、発災後風向きが南方向や南西方向になれば、当然吹田市民も被災するわけで、遠隔地への住民避難や行政機能の避難も想定に入れ、北摂自治体連携した取り組みも必要となってきており、早急な対策が必要である。